

電 気 需 給 約 款
(低 圧)

2026 年 10 月 1 日

瀬戸内市民電力株式会社

目次

1	適用	3
2	電気需給約款の変更	3
3	用語の定義	3
4	単位および端数処理	5
5	実施細目	5
I.	契約の申込み	5
6	電気需給契約の申込み	5
7	電気需給契約の成立および契約期間	5
8	需要場所	6
9	電気需給契約の単位	6
10	供給の開始	6
11	供給の単位	6
12	承諾の限界	6
13	電気需給契約書の作成	6
II.	契約種別および料金	6
14	契約種別および料金	6
III.	料金の算定および支払い	7
15	料金の適用開始の時期	7
16	検針日	7
17	料金の算定期間	7
18	使用電力量の計量	7
19	料金の算定	8
20	日割計算	8
21	料金の支払義務および支払期日	8
22	料金その他の支払方法	9
23	延滞利息	9
24	保証金	9
IV.	使用および供給	9
25	適正契約の保持	9
26	お客さまの協力	10

27	供給の停止	11
28	供給停止の解除	12
29	供給停止期間中の料金	12
30	違約金および損害賠償の免責	12
V.	契約の変更および終了	13
31	電気需給契約の変更	13
32	名義の変更	13
33	料金単価の変更	13
34	電気需給契約の廃止	13
35	需給開始後の電気需給契約の終了または変更に伴う料金および工事費の精算	14
36	解約等	15
37	契約消滅後の債権債務関係	15
VI.	供給方法、工事および工事費の負担	15
38	供給方法および工事	15
39	工事費負担金等の申受けおよび精算	15
40	不可抗力	16
41	契約の解除および期限の利益の損失	16
VII.	その他	16
42	管轄裁判所	16
43	守秘義務	16
44	暴力団排除に関する条項	17
	別表	18
	附則	24

電 気 需 給 約 款

1 適用

この電気需給約款（以下、「本約款」といいます。）は、瀬戸内市民電力株式会社（以下、「当社」といいます。）と電気需給契約（電気需給契約に付随して締結された別表、附則または覚書を含むものとします。以下、同じ。）を締結された中国電力株式会社の供給区域内のお客さま（電気需給契約申込書を提出し当社が受理したお客さまを含みます。）に対し、当社が中国電力ネットワーク株式会社（以下、「当該一般送配電事業者」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）にもとづき電気を供給するときの料金その他の供給条件を定めるものです。お客様および当社は、電気需給契約および本約款（以下、あわせて「本契約」といいます。）に定められた事項を遵守するものとします。

2 電気需給約款の変更

1. 当該一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめお客さまに変更後の本約款を当社 Web サイト上に掲載する方法または当社が適当と判断した方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の本約款によることとなります。
2. 消費税法および地方税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率に基づいて料金その他の債務にかかわる消費税等相当額を支払うものとします。

3 用語の定義

次の用語は、本契約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 供給地点
当社が、当該一般送配電事業者から、お客さまに電気の供給をするために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。
- (6) 供給地点番号
対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。
- (7) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 臨時電灯

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満である電気をいいます。

(12) 臨時電力

動力を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものをいいます。

(13) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(14) その他季

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日 および毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいいます。

(15) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税ならびに地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(16) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(17) 力率

供給地点ごとに、その 1 月の毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100 パーセントとします。）をいいます。

(18) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(19) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合および電力市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間とします。）をいいます。

(20) 離島ユニバーサルサービス調整額

供給区域内に離島がある当該一般送配電事業者が、需要家保護の観点から、離島のお客さまに対するユニバーサルサービスとして本土と遜色ない料金水準で電気の供給を行うことが義務づけられていることに伴い、離島がある供給区域内で電気をご使用になるすべてのお客さまにご負担いただく費用をいいます。

4 単位および端数処理

本契約において使用する単位、端数処理は次のとおりとします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワット(1 W)または1 ボルトアンペア(1 VA)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1 キロワット(1 kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力、農事用電力Aまたは農事用電力Bについては、算定された値が0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を0.5 キロワットといたします。また、農事用電力Cで契約負荷設備の総入力力が0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を0.5 キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時(1 kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。ただし、計量器により計量される30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 力率の単位は1 パーセント(1%)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

5 実施細目

本契約の実施上必要な細目的事項は、本契約の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

I. 契約の申込み

6 電気需給契約の申込み

1. お客さまが新たに本契約の締結を希望される場合は、あらかじめ本約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社所定の様式によって申し込みをしていただきます。
2. 契約負荷設備、契約容量及び契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
3. 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

7 電気需給契約の成立および契約期間

1. 電気需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
2. 契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降の日が属する年度（４月１日から翌年３月３１日、までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって、電気需給契約の消滅または変更がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (3) 原則として、契約期間満了に先だって、異なる契約種別に電気需給契約を変更することはできません。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 電気需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、１需要場所について１契約種別を適用して、１電気需給契約を結びます。

1. １需要場所において、次の契約種別と料金表に定める１契約種別（２.の場合は、当該契約種別と当社があわせて契約することを認める複数の契約種別といたします）とをあわせて契約する場合。
臨時電灯、臨時電力、農事用電力
2. 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、１需要場所において、料金表に定める契約種別と、当社があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合。
3. その他技術上、経済上やむをえない場合等特別な事情がある場合。

10 供給の開始

1. 当社は、お客さまの電気需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまおよび当該一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
2. 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない事由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その事由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、１電気需給契約につき、１供給電気方式、１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況その他によってやむをえない場合には、電気需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

13 電気需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

II. 契約種別および料金

14 契約種別および料金

契約種別は、次のとおりといたします。また、料金および標準的な供給条件等は、別途定める料金表に準ずることといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	定額電灯

	従量電灯	A
		B
	シンプルコース	
	時間帯別電灯	
	ファミリータイム	〔プランⅠ〕
		〔プランⅡ〕
	電化 Style コース	
電力需要	公衆街路灯	A
		B
		C
	低圧電力	
	農事用電力	A
		B
		C
	深夜電力	A
		B

III. 料金の算定および支払い

15 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ電気需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に受給開始延期の申入れがあった場合、およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、電気需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

16 検針日

検針日は、当該一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

17 料金の算定期間

1. 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下、「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、供給の開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
2. 定額制供給の場合の料金の算定期間は、1. に準ずるものといたします。この場合、1. にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cの料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

18 使用電力量の計量

1. 使用電力量は、当該一般送配電事業者の託送約款に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。

2. 料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、電気需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
3. 当社は、検針の結果を電磁的方法または当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
4. 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量および最大使用電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めします。
5. 検針を行うことが困難である等特別の事情がある場合で、計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めします。

19 料金の算定

1. 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - (1) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合
 - (2) 契約種別、契約負荷設備、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
2. 料金は、電気需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

20 日割計算

1. 当社は、19（料金の算定）第 1 項（1）または（2）の場合は、次により料金を算定いたします。
 - (1) 基本料金、最低料金、最低月額料金、電化住宅割引上限額、定額制供給の料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下、「再エネ賦課金」といいます。）は料金表別表 4（日割計算の基本算式）第 1 項（1）により日割計算をいたします。
 - (2) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて料金表別表 4（日割計算の基本算式）第 1 項（3）により算定いたします。ただし、従量電灯 A、従量電灯 B、時間帯別電灯および公衆街路灯 B の料金適用上の電力量区分については、料金表別表 4（日割計算の基本算式）第 1 項（2）により日割計算をいたします。
 - (3) 再エネ賦課金（最低料金に適用される再エネ賦課金および定額制供給の再エネ賦課金を除きます。）は、料金の算定期間の使用電力量に応じて料金表別表 4（日割計算の基本算式）第 1 項（4）により算定いたします。
2. 当社は、19（料金の算定）第 1 項（1）の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には供給の開始日を含み、電気需給契約の消滅日を除きます。また 19（料金の算定）第 1 項（2）の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用します。

21 料金の支払義務および支払期日

1. お客さまの料金の支払義務は、原則として検針日に発生いたします。
2. 前項にかかわらず、電気需給契約が消滅した場合は、お客さまの料金の支払義務は、消滅日に発生するものといたします。ただし、特別の事情があつて電気需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日に料金の支払義務が発生いたします。
3. お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
4. 支払期日は、当社が別途指定する期日といたします。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（本項において、「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

22 料金その他の支払方法

1. 料金については毎月、料金以外の当該一般送配線事業者の託送約款等に基づいて発生する工事費負担金その他の本契約にもとづきお客さまに発生する金銭債務（以下、「工事費等」といいます。）についてはそのつど、当社が適当と認める方法により申し受けます。
2. お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。なお、当該方法により支払われる場合、所定の手数料をご負担いただきます。
3. お客さまが口座振替を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申込みをしていただきます。
4. お客さまがクレジットカード払いを希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申込みをしていただきます。
5. 料金は、支払義務の発生した順序で申し受けます。

23 延滞利息

支払いの義務を有するお客さまが料金を支払期日までに支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から、消費税等相当額、再エネ賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再エネ賦課金を差し引いた金額に対して、年 10 パーセントの延滞利息をお客さまから申し受けます。この延滞利息は、お客さまが延滞利息算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせて申し受けます。

24 保証金

1. 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先立って、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - (1) 支払期日を経過してもなお料金を支払われなかった場合
 - (2) 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - イ 他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してもなお支払われなかった場合
 - ロ 支払期日を経過してもなお料金を支払われないことが予想される場合
2. 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
3. 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。なお、次項により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。
4. 当社は、本契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、お客さまは、あらためて第 1 項によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
5. 当社は、保証金に利息を付しません。
6. 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても本契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、第 4 項により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

IV. 使用および供給

25 適正契約の保持

当社は、お客様との電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

26 お客様の協力

1. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客様が進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定める基準に従い取り付けていただきます。

2. 立ち入り業務への協力

当社が本契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者から立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合、お客様の承諾をえて需要場所へ立ち入りさせていただきます。この場合は、正当な理由がない限り、お客様には当社または当該一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾していただきます。なお、当該一般送配電事業者が立ち入る場合においては当該一般送配電事業者の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

3. 電気の使用に伴うお客様の協力

- (1) お客様の電気の使用により、他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、お客様の負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
- (2) お客様が発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に接続して使用する場合も、(1)に準ずるものとします。
- (3) お客様が電気設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ当該一般送配電事業者の託送約款等に定める系統連系技術要件を遵守して、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によっていただきます。

4. 用地確保等の協力

お客様は、電気の供給の実施に伴い当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

5. 施設場所および電気工作物の使用

当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所および電気工作物の使用を当社またはお客様が求められた場合、および当社が必要に応じお客様の電力負荷を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供をお客様に求めた場合には、お客様はそれらが無償で提供していただくものとします。

6. 保安等に対するお客様の協力

- (1) 次のいずれかの場合には、お客様は当社および当該一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知していただきます。

イ お客さまの需要場所内に設置してある引込線、計量器等当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあるとお客さまが認めた場合

ロ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあるとお客さまが認めた場合

(2) お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当社と当該一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社と当該一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更していただきます。

(3) 必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと当該一般送配電事業者とで協議していただきます。

(4) 供給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物については、当該一般送配電事業者が、当社が所有権を有する電気工作物については当社が保安の責任を負います。

7. 当該一般送配電事業者との協議

お客さまは、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者と協議をしていただくことがあります。

8. 無停電電源装置の設置等

お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

9. 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して必要な情報の開示をお願いすることがあり、お客さまは当社の求めに応じてこれらの情報の開示を承諾するものといたします。

27 供給の停止

1. 次のいずれかに該当した場合、当該一般送配電事業者により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給を停止することがあります。

(1) お客さまの責めに帰す事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

(2) 当該一般送配電事業者以外の者が需要場所における当該一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合

2. 次のいずれかに該当し、当該一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず、改めない場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給を停止することがあります。

(1) お客さまの責めに帰す事由により生じた保安上の危険がある場合

(2) 電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用した場合

- (3) 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
- (4) 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
- (5) 26（お客さまの協力）第 2 項に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
- (6) その他お客さまが本約款に反した場合

- 3. 電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者により、当該一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

28 供給停止の解除

27（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

29 供給停止期間中の料金

27（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 20（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

30 違約金および損害賠償の免責

1. 違約金

お客さまが電気工作物の改変等によって当社の供給する電気を不正に使用し、当社が当該一般送配電事業者から違約金の請求を受けた場合、当社はお客さまから違約金相当額を申し受けます。なお、不正に使用した期間が確認できない場合、当該期間は、6 月以内で当該一般送配電事業者により決定された期間となります。

2. 損害賠償の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が、電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めに帰さない事由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) (1) の場合のほか、27（供給の停止）によって当該一般送配電事業者により電気の供給が停止された場合、36（解約等）によって本契約が解約された場合、またはお客さまが 41（契約の解除および期限の利益の喪失）第 1 項のいずれかに該当したことによって当社が本契約を解除した場合は、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めに帰さない事由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合で、それが当社の責めに帰さない事由によるものであるときは、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社はお客さまが受けた一切の損害について賠償の責めを負いません。お客さまが受けた損害について、当社が賠償責任を負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、逸失利益を除いた通常かつ現実の損害にかぎります。

3. 設備の賠償責任

- (1) お客さまが故意または過失によって、当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について当社に賠償していただきます。
- (2) お客さまが故意または過失によって、当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまから申し受けます。

V. 契約の変更および終了

31 電気需給契約の変更

お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、6（電気需給契約の申込み）に定める新たに電気需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

32 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまがそれまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とする時を除き、インターネット、電話、口頭等により申し出ていただきます。

33 料金単価の変更

当社は、料金改定が必要となる場合は、次にしたがい、本契約における新たな料金単価を定めることができます。

- (1) 当社は、事前に新たな料金単価およびその適用開始日（以下、「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面の交付、電子メールの送信、当社 Web サイト上に掲載する方法または当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
- (2) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の 14 日前までに、当社に対して書面にて解約を通知することで本契約を解約することができます。（ただし、当該一般送配電事業者の料金改定がされた場合、および託送約款等の改定により料金の改定が必要なる場合は除きます。）この場合、本契約の各規定にかかわらず、本契約は新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとします。なお、お客さまおよび当社は、互いに中途解約に伴う損害賠償義務・補償義務等を負わないものとします。
- (3) (2) に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。

34 電気需給契約の廃止

1. お客さまが電気の使用を終了しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当該一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。また、当社および当該一般送配電事業者が電気の供給を終了させるために必要な措置を講ずる場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。
2. 電気需給契約は、41（契約の解除および期限の利益の損失）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - (1) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が消滅したものといたします。

- (2) 当社および当該一般送配電事業者の責めに帰さない事由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、電気需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

35 需給開始後の電気需給契約の終了または変更に伴う料金および工事費の精算

1. お客さま（定額電灯、従量電灯 A、公衆街路灯のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、電気需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。なお、この場合において、臨時電灯の料金単価は従量電灯 B の基本料金単価および電力量料金単価を 1.2 倍したものとし、臨時電力は低圧電力の基本料金単価および電力料金単価を 1.2 倍したものとします。

- (1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

- (2) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につき、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

- (3) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につき、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものいたします。

2. 前項の場合で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者から工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

36 解約等

1. 27（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社もしくは当該一般送配電事業者の定めた期日までにその事由となった事実を解消されない場合またはお客さまがその他本契約に反した場合には、当社は、本契約を解消することがあります。
2. お客さまが解約通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らか場合には、当社がお客さまへの電気の供給を終了させるための処置を行なった日に本契約は消滅するものといたします。

37 契約消滅後の債権債務関係

電気需給契約中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI. 供給方法、工事および工事費の負担

38 供給方法および工事

1. 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
2. その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

39 工事費負担金等の申受けおよび精算

1. 次のいずれかに該当する場合に、お客さまに工事費等の負担をしていただきます。なお当社は原則として当該工事等の準備着手前に当該費用を申し受けます。
 - (1) 本契約に基づく供給開始にあたって、お客さまに供給するために必要な設備を当社が施設する場合、または当該一般送配電事業者からその設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を当社が求められた場合
 - (2) お客さまの都合による契約電力等の変更により、お客さまに供給するために必要な設備を当社が施設する場合、または当該一般送配電事業者からその設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を当社が求められた場合
 - (3) お客さまが当該一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を、当社を通じて当該一般送配電事業者等に依頼し、当社が当該一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合
 - (4) お客さまの都合により一旦契約電力等を変更した上で、さらにお客さまの都合により途中で変更した契約を解約し、または変更した当該契約電力等を途中で再度変更（元の条件に戻す場合を含みます。）した結果、変更に伴い当社が新たに供給設備を施設する場合、または当該一般送配電事業者から変更に伴い新たに施設した供給設備にかかわる工事費等の費用負担を当社が求められた場合
 - (5) 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで本契約を終了または変更する場合であって、当該一般送配電事業者から工事費等の費用（実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときの実費を含むものとします。）負担を当社が求められた場合
 - (6) その他お客さまの都合に基づく事情により当社が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合

(7) お客様の事由による受電設備の移設等に伴い、当社が設置した通信設備を移設する必要が生じ、当社が費用負担を求めた場合

2. 前項(1)、(2)および(4)において当社が施設した設備の所有権は、お客様がその施設にかかった費用を支払ったときにお客様に移転するものとします。

40 不可抗力

1. 不可抗力による免責

お客様および当社は次に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能、遅滞または不完全となった場合、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(1) 地震、落雷、暴風雨、洪水、津波等の天災地変が起きた場合

(2) 戦争、暴動、内乱、通信障害、システム障害、サイバー攻撃、当該一般送配電事業者の停止、日本卸電力取引所の停止、疫病の流行等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

2. 不可抗力による解約

前項で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合、お客様および当社は、本契約の一部または全部を解約することができます。なお、この場合の解約に伴い生じる損害については、お客様および当社ともに賠償の責めを負いません。

41 契約の解除および期限の利益の損失

1. お客様および当社が、次のいずれかに該当するときは、その相手方は、本契約を解除することができるものとし、当該解除をされた当事者は、相手方に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。この場合、当該解除をされた当事者に対し、相手方が債務を負担するときは、債権または債務の種類、弁済期の如何にかかわらず、相手方において任意に相殺することができるものとします。

(1) 本契約またはその他関連する契約などにもとづき相手方に対して負担する債務の履行を一部でも怠ったとき。

(2) (1)に掲げるもののほか、本契約に違反したとき。

(3) 差押、競売、破産、民事再生、会社更生その他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなしたとき、または滞納処分を受けたとき。

(4) 振出しもしくは引受けた手形または小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払い停止状態に陥ったとき。

(5) 裏書もしくは保証した手形または小切手が不渡となり、不渡後 2 日以内にこれに代わる現金を支払わないとき。

(6) 合併によらず解散したとき。

(7) 相手方に通知せず組織または営業につき重大な変更をしたとき。

(8) その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

2. お客様および当社が、前項(3)から(8)のいずれかに該当するときは、相手方による解除の有無にかかわらず、前項の規定と同様に相殺をすることができるものとします。

VII. その他

42 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、岡山地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

43 守秘義務

1. 本契約の存在および内容ならびに本契約に基づく取引に係る情報に関して、お客さまおよび当社は守秘義務を順守するものとし、相手方の書面による事前承諾なしに第三者（ただし、当社が本契約を履行するに際して情報開示を必要とする当社の関連会社を除きます。）に開示しないものとします。ただし、本契約の履行に関連して当該一般送配電事業者の情報提示が必要なもの、または、法令上の根拠、公的機関からの正当な権限もしくは目的による開示要請がある場合は除外するものとします。なお、本項については、本契約の解除後も存続するものとします。
2. 前項にかかわらず、お客さまが、本契約によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過しても、なお支払われない場合には、当社が、お客さまの氏名、住所、支払い状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

44 暴力団排除に関する条項

1. お客さまおよび当社は、本契約締結時および将来にわたり、次の事項を表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結および履行をするものではないこと。
2. 前項のほか、お客さまおよび当社は、直接・間接を問わず次に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為
 - (2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - (3) 暴力団等の反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入および関係を構築する行為
 - (4) 暴力団等の反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
 - (5) 暴力団等の反社会的勢力がお客さまおよび当社の経営に関与する行為
3. お客さまおよび当社は、相手方が前項のいずれかの一つにでも違反した場合は、通知または催告等なく直ちに本契約を解除することができるものとし、相手方の有する期限の利益を喪失させることができるものとします。この場合、お客さまおよび当社は、前項により解除された相手方が被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（以下、「再エネ賦課金単価」といいます。）は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再エネ賦課金単価を当社 Web サイト等でお知らせいたします。

(2) 再エネ賦課金単価の適用

イ （１）に定める再エネ賦課金単価は、ロの場合を除き、再エネ賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再エネ賦課金単価の適用期間は、イに定めるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力 B および農事用電力 C で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下、「再エネ賦課金」といいます。）は、次により算定いたします。

なお、再エネ賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

再エネ賦課金は、各契約負荷設備ごとの（１）に定める再エネ賦課金単価の合計といたします。

(b) 臨時電灯、臨時電力、農事用電力 B および農事用電力 C

再エネ賦課金は、各契約種別ごとの（１）に定める再エネ賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再エネ賦課金は、その 1 月の使用電力量に（１）に定める再エネ賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A および公衆街路灯 B のお客さまについては、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量（以下、「最低料金適用電力量」といいます。）までは、最低料金が適用される再エネ賦課金といたします。

なお、再エネ賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

- お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再エネ賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ) の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再エネ賦課金は、イにかかわらず、イによって再エネ賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ) に準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力 B および農事用電力 C で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ) にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、次の算式によって算定された値といたします。

燃料費等調整額 = 燃料費調整額 + 離島ユニバーサルサービス調整額

(2) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 附則に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価 = (基準燃料価格 - 平均燃料価格) × 木の基準単価 / 1,000

- (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、燃料上限価格以下の場合

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × 木の基準単価 / 1,000

- (ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が上限価格を上回る場合

燃料費調整単価 = (燃料上限価格 - 基準燃料価格) × 木の基準単価 / 1,000

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、(4)のとおりといたします。

- (ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

二 燃料費調整額

- (イ) 定額制供給の場合

- (a) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

- (b) 臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力C

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価といたします。

- (ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

ホ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、附則に定めるものといたします。

なお、当社は、年度ごとに基準単価を変更する場合があります。その場合、変更後の基準単価を当社Webサイト等でお知らせいたします。

(3) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \delta + B \times \varepsilon + C \times \zeta$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

δ 、 ε 、 ζ = 附則に定める係数

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \text{ホの離島基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島燃料上限価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \text{ホの離島基準単価} / 1,000$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島燃料上限価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(\text{離島燃料上限価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \text{ホの離島基準単価} / 1,000$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は(4)のとおりといたします。

(ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサル調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力 B および農事用電力 C で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

二 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

(b) 臨時電灯、臨時電力、農事用電力 B および農事用電力 C

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

ホ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、附則に定めるものといたします。

なお、当社は、年度ごとに離島基準単価を変更する場合があります。その場合、変更後の離島基準単価を当社 Web サイト等でお知らせいたします。

(4) 適用期間

各平均燃料価格、平均市場価格および離島平均燃料価格の算定期間に対応する燃料費調整単価、市場価格調整単価及び離島ユニバーサルサービス調整単価の適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間

毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(5) 燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、燃料費調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価を当社の Web サイト等でお知らせいたします。

附則

1 本約款の実施期日

本約款は、2026 年 4 月 1 日から実施します。

2 燃料費等調整算出係数等

燃料費等調整算出係数は、次のとおりとします。

項目		値
換算係数	α (原油)	0.0406
	β (LNG)	0.0992
	γ (石炭)	1.1994
基準燃料価格		80,300 円 / kl
燃料上限価格		120,500 円 / kl
換算係数	δ	1.0000
	ε	0.0000
	ζ	0.0000
離島基準燃料価格		79,300 円 / kl
離島燃料上限価格		119,000 円 / kl

3 基準単価

基準単価は、次のとおりとします。ただし、農事用電力 C に限り、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

項目				値			
電灯	10 ワットまでの 1 灯につき			82 銭 5 厘			
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき			1 円 64 銭 9 厘			
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき			3 円 29 銭 8 厘			
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき			4 円 94 銭 8 厘			
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき			8 円 24 銭 6 厘			
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに			4 円 12 銭 3 厘			
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき			2 円 46 銭 3 厘			
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき			4 円 92 銭 6 厘			
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに			2 円 46 銭 3 厘			
農事用電力 B（脱穀調整需要）							
	契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	4 キロワット	5 キロワット
	1 日につき	34 銭 9 厘	69 銭 9 厘	1 円 39 銭 7 厘	2 円 09 銭 4 厘	2 円 79 銭 3 厘	3 円 49 銭 1 厘
農事用電力 C（育苗・栽培需要）							
	契約電力 1 キロワット 1 日につき					2 円 51 銭 5 厘	

従量制供給の場合		
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3 円 18 銭 5 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	21 銭 2 厘
深夜電力 A の場合		
1 契約につき		21 円 23 銭 0 厘
上記以外の場合		
1 キロワット時につき		21 銭 2 厘

4 離島基準単価

離島基準単価は、次のとおりとします。ただし、農事用電力 C に限り、契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

項目				値			
電灯	10 ワットまでの 1 灯につき			4 厘			
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき			9 厘			
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき			1 銭 8 厘			
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき			2 銭 5 厘			
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき			4 銭 3 厘			
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに			2 銭 1 厘			
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき			1 銭 3 厘			
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき			2 銭 5 厘			
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに			1 銭 3 厘			
農事用電力 B（脱穀調整需要）							
	契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	4 キロワット	5 キロワット
	1 日につき	2 厘	3 厘	8 厘	1 銭 1 厘	1 銭 4 厘	1 銭 8 厘
農事用電力 C（育苗・栽培需要）							
	契約電力 1 キロワット 1 日につき					1 銭 3 厘	
従量制供給の場合							
	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで					1 銭 7 厘
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき					1 厘
深夜電力 A の場合							
	1 契約につき					11 銭 0 厘	
上記以外の場合							
	1 キロワット時につき					1 厘	